

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防ぐため、どのような取り決めがありますか？

遺伝子組換え作物の開放系栽培を行う人は、神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例施行規則で定める基準（交雑等防止基準）に従って交雑等を防止するために必要な措置（交雑等防止措置）を執らなければなりません。

交雑を防止する基準

ア 距離による交雑防止の措置

遺伝子組換え作物の開放系栽培を行う圃場等と、当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等の距離を、それぞれ次のとおり直線距離で確保します。ただし、やむを得ない事情により当該距離以上の距離を確保できない場合は、イの距離によらない交雑防止措置を執ることとしています。

大豆…10メートル 稲…30メートル セイヨウナタネ…600メートル

これ以外の遺伝子組換え作物については、距離による交雑防止措置を執る開放系栽培を行うことはできません。

イ 距離によらない交雑防止の措置

アに掲げる遺伝子組換え作物以外の遺伝子組換え作物、及びアのただし書の場合における遺伝子組換え作物に係る開放系栽培にあっては、当該開放系栽培を行う圃場等と当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物を栽培する圃場等との間の距離についてできる限り長距離を確保するとともに、次のいずれかの措置を執ります。

- (ア) 花粉の生成を防止するための措置（つぼみの除去など）
- (イ) 花粉の飛散又は昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置（花の雄性機能を除く措置・防虫網による被覆など）
- (ウ) 当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物の通常想定される開花期とその開花期を重複させないための措置（播種期又は移植期の調整など）

ウ 強風の際の措置

花粉の飛散により交配する遺伝子組換え作物（トウモロコシ、イネ、テンサイ等）に係る開放系栽培については、開花期に風速25メートル毎秒以上の風が予想される時（暴風警報が発令されたとき）は、あらかじめイの(ア)又は(イ)のいずれかの措置（防虫網による被覆その他の昆虫等による花粉の運搬を防止するための措置を除く。）を執ることが必要です。ただし、風の影響を受けない施設内において当該遺伝子組換え作物に係る開放系栽培を行う場合は、この措置を執る必要はありません。

混入を防止する基準

ア 開放系栽培に係る種苗の管理

専用の保管施設の設置や運搬経路での混入の防止、鳥獣の侵入を防止するための必要な措置など。

イ 開放系栽培に係る収穫物の管理

専用の運搬器具の使用、運搬時の落下防止のための措置など。

ウ 開放系栽培に係る収穫物以外の部位を不活化するために必要な措置

開放系栽培終了後、収穫物以外の部位の焼却、破碎、たい肥化など。

エ 開放系栽培に使用する用具、機械器具及び施設の管理

当該開放系栽培に係る圃場等以外の場所への遺伝子組換え作物の落下を防止する措置。

専用の機械器具・施設（機械器具等）の使用、又は機械器具等の定期的洗浄もしくは清掃など。

オ 開放系栽培に係る収穫物の収穫後1年間は、当該開放系栽培を行った圃場等において開放系栽培に係る遺伝子組換え作物が混入するおそれがある一般作物を栽培しないこと。

神奈川県 遺伝子組換え作物交雑等防止条例



平成23年1月1日 施行

問い合わせ先 神奈川県環境農政局農政部農政課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4414 FAX 045-210-8851

神奈川 遺伝子組換え

検索

神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例の概要

平成23年1月1日施行

遺伝子組換え作物とは何ですか。

この条例においては、次の意味で、それぞれの用語を定義しています。

遺伝子組換え作物（第2条）

作物（稲、麦類その他の穀類、豆类、芋類、果樹、野菜、工芸農作物、花き、飼肥料作物その他の農産物の生産のために栽培される植物をいいます。）のうち遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等に該当する作物（規則で定める作物を除く。）をいいます。

一般作物（第2条）

遺伝子組換え作物以外の作物をいいます。

開放系栽培（第2条）

営利目的で栽培を行う農業者や試験研究機関が行う試験研究を目的とした栽培など、業として行う遺伝子組換え作物の栽培であって、施設等の構造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等（種子、花粉等）の飛散を防止する措置を執らないで行うこと（カルタヘナ法の第1種使用等）をいいます。

圃場等

作物を栽培する田や畑、施設をいいます。

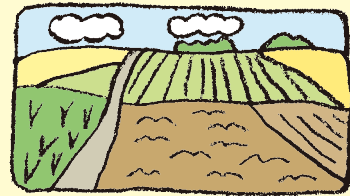
交 雑

遺伝子組換え作物の花粉が飛散や昆虫等により運搬されることによって、遺伝子組換え作物以外の作物と交配することをいいます。

混 入

遺伝子組換え作物の栽培等によって、栽培過程や収穫、出荷の段階で、遺伝子組換え作物の種子や収穫物、植物体などが遺伝子組換え作物以外の作物と混じり合うことをいいます。

なお、交雑及び混入を「交雑等」といいます。



規制の対象となる遺伝子組換え作物には、どのようなものがあるのですか。

アルファルファ、セイヨウナタネ、ダイズ、テンサイ、トウモロコシ等です。

※カルタヘナ法に基づき、第1種使用が承認されたものに限る。

最新の情報は、農林水産省のホームページ等で確認してください。

条例の目的は何ですか。

この条例は

- ① 遺伝子組換え作物と一般作物との交雑を未然に防止すること
- ② 遺伝子組換え作物の一般作物への混入を未然に防止すること
- ③ 遺伝子組換え作物と一般作物との栽培の調整を図って、遺伝子組換え作物の栽培によって生産上、流通上における混乱を防ぐことを目的として、必要な事項を定めています。（第1条）

遺伝子組換え作物の開放系栽培を行う人はどのような手続きをするのですか。

遺伝子組換え作物の開放系栽培を行う人は、次の手続きが必要になります。

1 説明会を開催する。

開放系栽培の計画を届け出ようとする人は、あらかじめ周辺の農業者等に対し開放系栽培の計画をお知らせするための説明会を開催します。（第6条）



2 開放系栽培の計画を届出する。

開放系栽培を行う圃場等ごとに、開放系栽培に係る種苗の管理を開始しようとする日の90日前までに計画書を届け出ます。（第4条）



3 管理責任者を置く。

開放系栽培を行う圃場等ごとに、管理責任者を置きます。ただし栽培者自らが管理責任者となって管理する場合は除きます。（第8条）



4 開始等の届出をする。

届出栽培者は開放系栽培に係る種苗の管理を開始したときは、その日から起算して10日以内にその旨を届け出ます。また、開放系栽培を廃止、休止、再開したときは、その日から起算して10日以内にその旨を届け出ます。（第9条）

〈変更の必要があった場合は？〉

届出の内容を変更する場合は、その変更内容を届け出ます。（第7条）



5 交雑等防止措置を執り栽培する。

交雑等防止基準に従って栽培を行います。（第3条）



6 交雑の有無を調査する。

一般作物との交雑の有無を確認するための調査の実施し、その調査が終了したときは速やかに、調査結果を報告します。（第10条）



7 終了の届出をする。

届出栽培者は開放系栽培が終了したときは、その日から起算して10日以内に届け出ます。（第9条）

※ 各種様式の配布、届出先は神奈川県庁 農政部農政課室内です。
また、各種様式はインターネットでもダウンロードできますので、ご利用下さい。

農政部農政課



遵守事項（第12条）

- ・開放系栽培を行う圃場等ごとの見やすい場所に、標識を設置します。
- ・開放系栽培に関する内容の記録を作成し、作成したときから2年間保存します。

承継（第13条）

届出栽培者から、その届け出に係る圃場等を承継した場合は、承継の日から30日以内に届け出ます。

事故時の措置（第11条）

事故の発生により交雑等のおそれがあるとき、または交雑等が生じたときは、直ちに応急措置を行い、速やかに状況と措置を届け出ます。

罰則（第21条）

無届栽培者や命令違反者は、5万円以下の過料となります。